

# 議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和8年第1回定例会

## 1 案件名

議案第27号 佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例及び佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正について

## 2 概要

- (1) 佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例において、報酬及び通勤に係る費用弁償の規定を改正する。
- (2) 佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例において、第2種初任給調整手当の新設に伴い所要の改正を行う。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例  
会計年度任用職員の報酬について、支給される報酬の額が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填する第2種初任給調整手当相当額を加算した額に改定する。また、通勤に係る費用弁償として、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に係る費用弁償を新設する。
- (2) 佐野市職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例  
佐野市職員の給与に関する条例において、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当を第1種初任給調整手当へ名称変更すること及び第2種初任給調整手当の新設に伴い、佐野市職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例の該当部分について改正する。

## 4 その他の事項

施行日 令和8年4月1日